

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六号

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和六十一年七月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表」を「児童保護措置に係る施設に応じ、別表第一又は別表第二」に改める。

別表の表を次のように改める。

| 各月初日の在籍被措置者の属する世帯の階層区分 | | | 徴収額（月額） | |
|------------------------|---|-------------------|---------|-------------------|
| | | | 児童入所施設 | 母子生活支援施設及び自立援助ホーム |
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | | 円 0 | 円 0 |
| B | A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯 | | 2,200 | 1,100 |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯） | | 4,500 | 2,200 |
| D 1 | A階層及びC階層を除き当該年 | 9,000円以下 | 6,600 | 3,300 |
| D 2 | 度分の市町村民税の課税世帯で | 9,001円から27,000円まで | 9,000 | 4,500 |

| | | | | |
|-----|---|--------------------------|---|---|
| D 3 | あつて、その市 町村民税所得割 の額の区分が次 の区分に該当す る世帯 | 27,001円から57, 000円まで | 13,500 | 6,700 |
| D 4 | | 57,001円から93, 000円まで | 18,700 | 9,300 |
| D 5 | | 93,001円から17 7,300円まで | 29,000 | 14,500 |
| D 6 | | 177,301円から2 58,100円まで | その月のその被措 置者に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が41,200円を超 えるときは、41,2 00円とする。） | 20,600 |
| D 7 | | 258,101円から3 48,100円まで | その月のその被措 置者に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が54,200円を超 えるときは、54,2 00円とする。） | その月のその入所 世帯に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が27,100円を超 えるときは、27,1 00円とする。） |
| D 8 | | 348,101円から4 56,100円まで | その月のその被措 置者に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その | その月のその入所 世帯に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その |

| | | | |
|-----|----------------------|---|---|
| | | 額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。) | 額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。) |
| D 9 | 456,101円から583,200円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。) |
| D10 | 583,201円から704,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。) |
| D11 | 704,001円から852,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。) | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。) |
| | | | |

| | | | |
|-----|--------------------------|---|---|
| D12 | 852,001円から1,044,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。） |
| D13 | 1,044,001円から1,225,500円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。） |
| D14 | 1,225,501円から1,426,500円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。） |
| D15 | 1,426,501円以上 | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴 | その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴 |

| | | | | |
|--|--|--|----|----|
| | | | 収) | 収) |
|--|--|--|----|----|

は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から (1) 又は (3) に該当する場合にあつては26万円を、(2) に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子 (前年の所得が所得税法 (昭和40年法律第33号) 第86条第1項の規定により控除される額 (以下「基礎控除額」という。)) 以下である子 (他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)) を有するもの ((2) に掲げる者を除く。)

(2) (1) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子 (前年の所得が基礎控除額以下である子) を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第2（第2条関係）

| 各月初日の在籍被措置者の属する世帯の階層区分 | | 徴収額（月額） | |
|------------------------|---|-----------------------------|--------|
| | | 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。） | |
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 円 0 |
| B | A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯 | | 2,200 |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯） | | 4,500 |
| D 1 | A階層及びC階層を除き当該年 | 12,000円以下 | 6,600 |
| D 2 | 度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市 | 12,001円から30,000円まで | 9,000 |
| D 3 | 町村民税所得割 | 30,001円から60,000 | 13,500 |

| | | | |
|-----|-------------------|----------------------|--|
| | の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 円まで | |
| D 4 | | 60,001円から96,000円まで | 18,700 |
| D 5 | | 96,001円から189,000円まで | 29,000 |
| D 6 | | 189,001円から277,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） |
| D 7 | | 277,001円から348,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。） |
| D 8 | | 348,001円から465,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。） |
| D 9 | | 465,001円から594,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。） |
| D10 | | 594,001円から716,0 | その月のその被措置者に係る措置 |

| | | |
|-----|--------------------------|---|
| | 00円まで | 費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。） |
| D11 | 716,001円から864,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。） |
| D12 | 864,001円から1,056,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。） |
| D13 | 1,056,001円から1,238,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。） |
| D14 | 1,238,001円から1,439,000円まで | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。） |
| D15 | 1,439,001円以上 | その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収） |

備考

- この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD階層における「所得割の額」

とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の

規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に該当する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 被措置者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。

(1) 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された者、法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

エ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者のいる世帯等特に困窮していると知事が認めた世帯

4 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の

徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の徴収額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等の徴収額とする。

- 5 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収することができる。
- 6 5の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、令和元年七月分の徴収金から適用し、同年六月分以前の徴収金については、なお従前の例による。

3 新規則別表第一の規定により算定した徴収金の額が、この規則による改正前の児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則別表の規定により算定した徴収金の額（以下「旧徴収金額」という。）を超えるときは、令和元年七月分から令和二年六月分までに係る徴収金に限り、旧徴収金額を徴収金の額とする。

4 令和元年七月一日前から引き続き児童保護措置（別表第二の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）への措置を除く。）を受けている者が属する世帯の階層区分の認定に係る所得割の額については、当該児童保護措置を解除するまでの間、別表第一の備考1及び平成二十三年七月十五日雇児発〇七一五第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算するものとする。

5 新規則別表第二の規定（同表の備考5及び6の規定を除く。）は、令和元年六月分の徴収金から適用し、同年五月分以前の徴収金については、なお従前の例による。

6 新規則別表第二の備考5及び6の規定は、令和元年十月分の徴収金から適用する。

7 令和元年六月一日前から引き続き児童保護措置（別表第二の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）への措置に限る。）を受けている者が属する世帯の新規則別表第二の規定により算定した徴収金の額が、旧徴収金額を超えるときは、当該児童保護措置を解除するまでの間、旧徴収金額を徴収金の額とする。